四　簡易燃料油メーター　日本工業規格Ｂ八五七二―四（二〇一四）
五　微流量燃料油メーター　日本工業規格Ｂ八五七二―三（二〇一一）
六　定置燃料油メーター　日本工業規格Ｂ八五七二―四（二〇一四）

第三百五十八条の二を削る。

第三百五十九条から第三百八十三条まで　削除

第三百八十四条を次のように改める。

（検定公差）

第三百八十四条　燃料油メーターの検定公差は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

一　自動車等給油メーター　日本工業規格Ｂ八五七二―一（二〇〇八）
二　小型車載燃料油メーター　日本工業規格Ｂ八五七二―二（二〇一一）
三　大型車載燃料油メーター　日本工業規格Ｂ八五七二―四（二〇一四）
四　簡易燃料油メーター　日本工業規格Ｂ八五七二―四（二〇一四）
五　微流量燃料油メーター　日本工業規格Ｂ八五七二―三（二〇一一）
六　定置燃料油メーター　日本工業規格Ｂ八五七二―四（二〇一四）

第三百八十四条の二を削る。

第三百八十五条を次のように改める。

（構造検定の方法）

第三百八十五条　燃料油メーターの構造検定の方法は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

一　自動車等給油メーター　日本工業規格Ｂ八五七二―一（二〇〇八）
二　小型車載燃料油メーター　日本工業規格Ｂ八五七二―二（二〇一一）
三　大型車載燃料油メーター　日本工業規格Ｂ八五七二―四（二〇一四）
四　簡易燃料油メーター　日本工業規格Ｂ八五七二―四（二〇一四）
五　微流量燃料油メーター　日本工業規格Ｂ八五七二―三（二〇一一）
六　定置燃料油メーター　日本工業規格Ｂ八五七二―四（二〇一四）

第三百八十五条の二を削る。

第三百八十六条から第三百九十一条までを次のように改める。

第三百八十六条から第三百九十一条まで　削除

第三百九十二条を次のように改める。

（器差検定の方法）

第三百九十二条　燃料油メーターの器差検定の方法は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

一　自動車等給油メーター　日本工業規格Ｂ八五七二―一（二〇〇八）
二　小型車載燃料油メーター　日本工業規格Ｂ八五七二―二（二〇一一）
三　大型車載燃料油メーター　日本工業規格Ｂ八五七二―四（二〇一四）
四　簡易燃料油メーター　日本工業規格Ｂ八五七二―四（二〇一四）
五　微流量燃料油メーター　日本工業規格Ｂ八五七二―三（二〇一一）
六　定置燃料油メーター　日本工業規格Ｂ八五七二―四（二〇一四）

第三百九十二条の二を削る。

第三百九十三条を次のように改める。

（性能に係る技術上の基準）

第三百九十三条　燃料油メーターの性能に係る技術上の基準は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

一　自動車等給油メーター　日本工業規格Ｂ八五七二―一（二〇〇八）
二　小型車載燃料油メーター　日本工業規格Ｂ八五七二―二（二〇一一）
三　大型車載燃料油メーター　日本工業規格Ｂ八五七二―四（二〇一四）
四　簡易燃料油メーター　日本工業規格Ｂ八五七二―四（二〇一四）
五　微流量燃料油メーター　日本工業規格Ｂ八五七二―三（二〇一一）
六　定置燃料油メーター　日本工業規格Ｂ八五七二―四（二〇一四）

第三百九十四条を次のように改める。

（使用公差）

第三百九十四条　燃料油メーターの使用公差は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

一　自動車等給油メーター　日本工業規格Ｂ八五七二―一（二〇〇八）
二　小型車載燃料油メーター　日本工業規格Ｂ八五七二―二（二〇一一）
三　大型車載燃料油メーター　日本工業規格Ｂ八五七二―四（二〇一四）
四　簡易燃料油メーター　日本工業規格Ｂ八五七二―四（二〇一四）
五　微流量燃料油メーター　日本工業規格Ｂ八五七二―三（二〇一一）
六　定置燃料油メーター　日本工業規格Ｂ八五七二―四（二〇一四）

第三百九十四条の二を削る。

第三百九十五条を次のように改める。

（性能に関する検査の方法）

第三百九十五条　燃料油メーターの性能に関する検査の方法は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

一　自動車等給油メーター　日本工業規格Ｂ八五七二―一（二〇〇八）
二　小型車載燃料油メーター　日本工業規格Ｂ八五七二―二（二〇一一）
三　大型車載燃料油メーター　日本工業規格Ｂ八五七二―四（二〇一四）
四　簡易燃料油メーター　日本工業規格Ｂ八五七二―四（二〇一四）
五　微流量燃料油メーター　日本工業規格Ｂ八五七二―三（二〇一一）
六　定置燃料油メーター　日本工業規格Ｂ八五七二―四（二〇一四）

第三百九十五条の二を削る。

第三百九十六条を次のように改める。

（器差検査の方法）

第三百九十六条　燃料油メーターの器差検査の方法は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

一　自動車等給油メーター　日本工業規格Ｂ八五七二―一（二〇〇八）
二　小型車載燃料油メーター　日本工業規格Ｂ八五七二―二（二〇一一）
三　大型車載燃料油メーター　日本工業規格Ｂ八五七二―四（二〇一四）
四　簡易燃料油メーター　日本工業規格Ｂ八五七二―四（二〇一四）
五　微流量燃料油メーター　日本工業規格Ｂ八五七二―三（二〇一一）
六　定置燃料油メーター　日本工業規格Ｂ八五七二―四（二〇一四）

第三百九十五条の二を削る。

第三百九十六条から第三百九十七条までを次のように改める。

第三百九十六条から第三百九十七条まで　削除

第四百二十二条を次のように改める。

（検定公差）

第四百二十二条　液化石油ガスメーターの検定公差は、日本工業規格Ｂ八五七四（二〇一三）による。

（性能）

第三百九十八条　液化石油ガスメーターの性能は、日本工業規格Ｂ八五七四（二〇一三）による。

（表記）

第三百九十七条　液化石油ガスメーターの表記事項は、日本工業規格Ｂ八五七四（二〇一三）による。

第三百九十九条から第四百二十一条まで　削除